

議案第85号

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年 8 月31日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号、第4条ただし書、第5条ただし書及び附則第1項ただし書を削る。
別表第1の2の項を同表の3の項とし、同表の1の項の次に次のように加える。

2 市長	つくば市立児童館条例（平成13年つくば市条例第9号）による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第1に次のように加える。

4 市長	つくば市放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者で所得の少ないものに対する助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

5 市長	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の3の項中「昭和25年法律第144」を「昭和25年法律第144号」に改め、同表の4の項中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を、「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和57年法律第80号)」を加え、同表の5の項中「(昭和33年法律第192号)」を削り、同表の7の項中「知的障害者福祉法」の次に「(昭和35年法律第37号)」を加え、同表の9の項中「(昭和35年法律第37号)」を削り、同表の11の項中「(昭和57年法律第80号)」を削り、同表中

16 市長 又は教育委員会	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	を
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの	

16 市長 又は教育委員	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
-----------------	--	-----------------------------------

会	は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	に
		生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの	

改め、同表の18の項を同表の19の項とし、同表の17の項の次に次のように加える。

18 市長	つくば市立児童館条例による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

20 市長	つくば市放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者で所得の少ないものに対する助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で

		定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
			障害者関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

			障害者自立支援給付関係情報 であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--	--

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)－(5)（略） 第3条（略） （法別表第2の事務処理のための庁内連携） 第4条 市長又は教育委員会（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。 （独自利用事務等の処理のための庁内連携） 第5条 別表第2の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄	第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)－(5)（略） <u>(6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u> 第3条（略） （法別表第2の事務処理のための庁内連携） 第4条 市長又は教育委員会（法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。<u>ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> （独自利用事務等の処理のための庁内連携） 第5条 別表第2の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄

に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。 _____

第6条－第8条 （略）

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。 _____

(経過措置)

2 （略）

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>2</u> 市長	<u>つくば市立児童館条例（平成13年つくば市条例第9号）による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>3</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
<u>4</u> 市長	<u>つくば市放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者で所得の少ないものに対する助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>5</u> 市長	<u>社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>

に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第6条－第8条 （略）

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条ただし書及び第5条ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 （略）

別表第1（第3条関係）

機関	事務
1 市長	つくば市医療福祉費支給条例（昭和62年つくば市条例第31号）による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<u>2</u> 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第5条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
3 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
4 市長	(略)	(略)
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
5 市長	国民健康保険法 _____ による保険給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規	(略)

別表第2（第5条関係）

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
3 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施，就労自立給付金の支給，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
4 市長	(略)	(略)
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号），船員保険法（昭和14年法律第73号），私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号），国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号），国民健康保険法 _____ 又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律 _____ による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
5 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給，保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規	(略)

		(略)
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(略)
17 市長	(略)	(略)
18 市長	<u>つくば市立児童館条例による使用料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>
19 市長	(略)	(略)
20 市長	<u>つくば市放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者で所得の少ないものに対する助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>

		(略)
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		<u>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		(略)
17 市長	(略)	(略)
18 市長	(略)	(略)

21 市長	<u>社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3 (略)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	<u>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
			<u>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第3 (略)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)

			<u>障害者自立支援給付関係情報 であって規則で定めるもの</u>
			<u>生活に困窮する外国人に対す る生活保護の措置に関する情 報であって規則で定めるもの</u>